

日本馬術連盟審判員規程

(定義)

第1条 この規程は、当連盟の主催・公認競技会（以下、競技会という）において審判として従事する審判員資格の認定について定める。

(審判員の資格級、職掌および取得要件)

第2条 当連盟が認定する審判員の資格級は以下の4種とし、S級、1級および2級審判員については競技種目別資格、3級については全競技種目共通資格とする。

なお、職掌および取得要件は別表1に示す。

- ① S級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ② 1級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ③ 2級審判員（馬場、障害、総合、エンデュランス）
- ④ 3級審判員（共通）

(審判員養成講習会および検定試験)

第3条 審判員資格の新規取得、現有資格の更新および上位級への昇格を目的として実施する講習会を、当連盟が認定する審判員養成講習会（以下、講習会という）と称す。

- 2 審判員資格の新規取得および昇格を希望する者は、講習会を受講し検定試験を受験しなければならない。ただし、各本部が推薦し資格委員会が特に認めた者については、本項にかかわらず昇格させることができる。
- 3 講習会および検定試験は同一講習会において受講、受験しなければならない。
- 4 検定試験の受験は、同一年度内において各種目1回限りとする。

(資格の認定)

第4条 第3条に定める検定試験に合格し、登録が完了した者を審判員として認定する。

(有効期間)

第5条 第2条に定める審判員資格の有効期間は3年間とする。

(登録料)

第6条 登録料は別表2に定める。

(新規登録)

第7条 講習会を受講し検定試験に合格した者に対し合格通知を送付する。通知を受領した者は、概ね1ヶ月以内に登録申請を行うものとする。

- 2 登録申請は、別に定める様式に合格通知の写しを添えて当連盟事務局に送付し、併せて前条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、WEBサイトに公表する。
- 3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。
- 4 資格の有効期限は合格した検定試験実施日から満3年経過後、直近の3月31日とする。

(資格の更新)

第8条 資格の有効期間内に一回以上の講習会を受講し、有効期間が満了する年度に更新登録申請を行うことにより、当該資格の有効期間が延長される。

- 2 複数種目の審判員資格を有する者は、種目ごとに講習会を修了し、更新申請を行わなければならない。
- 3 更新登録申請は、別に定める様式を当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟WEBサイト等に公表する。

(資格の昇格)

第9条 昇格のための検定試験に合格した者には合格通知を送付する。

- 2 昇格登録申請は、別に定める様式を当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟WEBサイト等に公表する。
- 3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

(資格の失効)

第10条 次の各号の何れかに該当する場合は、資格を失効するものとする。

- ① 当連盟の会員でなくなったとき
- ② 第8条に定める更新申請を行わなかったとき
- ③ 本人より資格の取り消しの申し出があったとき
- ④ 定年

(資格の復活)

第11条 資格を失効した者は、失効時に有していた資格を対象とした講習会を受講し、検定試験に合格することにより当該資格を復活することができる。

- 2 復活登録申請は、別に定める様式を当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。認定された者は、当連盟WEBサイト等に公表する。
- 3 合格通知送付後3ヶ月を経過しても登録申請が行われない場合は、合格を無効とする。

(定年)

第12条 資格の定年は、満75歳に達する暦年の12月31日とする。同日をもって有効期間満了とし、第5条に定める有効期間にかかわらず登録料は返金しない。

(講習会受講の免除)

第13条 以下の要件を満たす者については当該競技種目における更新講習会の受講を免除する。

- ・国際審判員資格を有する者
- 2 講習会ディレクターについては、講習会ディレクター研修会の参加をもって更新講習会の受講を免除する。

(名誉審判員)

第14条 満65歳以上でS級および1級の審判員資格を有する者には、本人の希望により名誉審判員資格を付与する。

- 2 登録申請は、別に定める様式を当連盟事務局に送付し、併せて第6条に定める登録料を納入するものとする。なお、名誉審判員の登録をもって、名誉審判員になる前に有していた資格は有効期限満了とし、以後、復活することはできないものとする。
- 3 名誉審判員は、競技会における審判の職務に就くことはできない。
- 4 名誉審判員は会員である限り有効とする。

(オフィシャルバッジ)

第15条 当連盟が認定する審判員資格を有する者あるいは名誉審判員であることを証するため、オフィシャルバッジ(以下、バッジという)を交付する。

- 2 バッジの種類は下記の通りとし、新規および昇格登録時に交付する。
 - ① S級及び1級審判員 角型紺色
 - ② 2級審判員 角型赤色
 - ③ 3級審判員 角型緑色
 - ④ 名誉審判員 丸型金色
- 3 バッジは、競技会において審判員の職務に就く場合に着用する。資格を有する者であっても審判員の職務に就かない場合は着用してはならない。ただし、名誉審判員についてはこの限りではない。

附 則 この規程は、平成 21 年 4 月 16 日に制定し平成 21 年 4 月 1 日より適用する。
これにより、平成 17 年 4 月 1 日より適用した日本馬術連盟審判員規程は廃止する。

附 則 この規程は、平成 24 年 4 月 25 日より施行し平成 24 年 4 月 1 日より適用する。
第 3 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、別表 1

附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1、別表 2

附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
第 13 条、別表 1

附 則 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
第 3 条、別表 1

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
別表 1

別表 1 資格取得要件一覧

【共通】

級	取得要件	活動の範囲
3	18 才以上の会員で、講習会を受講し、検定試験に合格した者	【障害】別表の通り 【馬場】A クラスまでの審判員（ただし主任審判員は不可） スチュワード 【総合】スチュワード 【エンデュランス】公認競技会の審判員、スチュワード

【障害】

級	取得要件	活動の範囲
2	3 級審判員資格取得後、3 級審判員の活動範囲において、実績が 2 大会以上かつ 10 回以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ただし、実績とする 10 回のうち、5 回は審判業務とする。	別表の通り
1	2 級審判員資格取得後、2 級審判員の活動範囲において、実績が 3 大会以上かつ 15 回以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 ただし、実績とする 15 回のうち、10 回は審判業務とする。	別表の通り
S	1 級審判員資格取得後次のいずれかの要件を満たした者 ①FEI 審判員 Level 2 以上の資格を有する者 ②主催競技会または国民体育大会の審判員、またはカテゴリー ★★以上の公認競技会の審判長を、連続した 3 年間に 6 大会以上経験し、 <u>障害馬術本部が認め</u> た者で、講習会を受講し検定試験に合格した者。 ただし、実績とする 6 大会のうち、3 大会は公認競技会審判長実績とする。	別表の通り

※ 活動実績カウント方法：審判員は 1 競技を 1 回、スチュワードは 1 日を 1 回としてカウントする。

ただし、1 競技会にて審判員とスチュワードを兼務する場合は、実績数の多い方を活動実績としてカウントする。また、活動実績とする大会は、〈活動の範囲 別表〉に記載のある大会のみとする。

【障 害】

〈活動の範囲 別表〉

		国体 県大会/ ブロック大会	公認 1★	公認 2★	公認 3★	公認 4★	主催大会 国 体
3 級	スチュワード	○	○	○	○	○	×
	チーフスチュワード	○	○	×	×	×	×
	審判員	○	○	○	○	×	×
	審判長	×	×	×	×	×	×
2 級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	×	×
	審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	×	×	×	×	×	×
1 級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	○	○
	審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	○*注	○*注	○*注	○*注	×	×
S 級	スチュワード	○	○	○	○	○	○
	チーフスチュワード	○	○	○	○	○	○
	審判員	○	○	○	○	○	○
	審判長	○*注	○*注	○*注	○*注	○	○

○・・・活動できる ×・・・活動できない

*注 審判長に従事する者は、いずれかの障害馬術コースデザイナー資格を有していること。

【馬 場】

級	取 得 要 件	活動の範囲
2	3 級審判員資格取得後、直近 3 年間に以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 <ul style="list-style-type: none"> ・ A クラスの審判担当実績が 5 回以上 ・ M クラス以上のセクレタリー実績が 2 回以上 ・ 馬場馬術競技会のスチュワード実績が 1 回以上 ・ 騎乗者資格 B 級以上を有していること 	3 級の活動範囲に加え、 A クラスの主任審判員 公認競技を含む M クラス以下の 審判員 チーフスチュワード
1	2 級審判員資格取得後、直近 3 年間に以下の活動実績を満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審判担当実績が 10 回以上 (うち、M クラスが 3 回以上) ・ シットインで「可」の評価 (S クラス以上) を 5 回以上 ・ 馬場馬術審判員研修会の受講実績を 2 回以上 (ただし受講は年 1 回に限る) 	上記に加え、 主催・公認競技会の 主任審判員・審判員 公認競技会の審判長 (ただし、審判長リストにある者に 限る)

級	取得要件	活動の範囲
S	<p>1級審判員資格取得後、以下の要件または活動実績のいずれかを満たした者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p> <p>①FEI 審判員資格を有する者</p> <p>②日本馬術連盟講習会ディレクター</p> <p>③以下のすべての実績を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判担当実績（競技回数）が 30 回以上 ・グランプリ課目の審判担当実績が 20 回以上 ・審判長実績が 15 回以上 	<p>制限なし</p> <p>（ただし、公認競技会の審判長は、審判長リストにある者に限る）</p>

※ 活動実績カウント方法：審判員およびセクレタリーは1競技を1回、スチュワードは1日を1回としてカウントする。

※ 30年度からの新取得要件の導入に伴い、経過措置として、S級審判員への昇格については旧取得要件を満たすものに30年度に限り受験を認めるものとする。

【総合】

級	取得要件	活動の範囲
2	3級審判員資格取得後、公認種目の活動実績がある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	3級の活動範囲に加え、公認競技会の審判員
1	2級審判員資格取得後、公認種目の審判担当実績が5回以上ある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	上記に加え、公認競技会の審判長 主催競技会の審判長および審判員
S	FEI 資格を取得した者	制限なし

※ 活動実績カウント方法：審判員、スチュワードおよびフェンスジャッジは、1大会を1回としてカウントする。

【エンデュランス】

級	取得要件	活動の範囲
2	3級審判員資格取得後、公認競技会2回以上の審判担当実績のある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	3級の活動範囲に加え、主催競技会の審判員、スチュワード
1	2級審判員資格取得後、公認競技会3回以上の審判担当実績のある者で、講習会を受講し検定試験に合格した者	上記に加え、公認競技会の審判長 主催競技会の審判長 チーフスチュワード
S	次のいずれかの要件を満たす者	制限なし
	<p>①FEI 資格を取得した者</p> <p>②1級審判員資格取得後3年以上経過した者で、講習会を受講し検定試験に合格した者</p>	

※ 活動実績カウント方法：審判員、スチュワード共に1大会を1回としてカウントする。

別表 2 審判員資格登録料

資格級	登録料	
	新規・昇格	更新
S 級審判員	17,200 円 (バッジ代を含む)	15,000 円
1 級審判員		
2 級審判員	11,200 円 (バッジ代を含む)	9,000 円
3 級審判員		
名誉審判員	30,200 円 (バッジ代を含む)	

馬場馬術シットイン実施細則

第1条 総則

この細則は、馬場馬術2級審判員が馬場馬術1級審判員に昇格するための取得要件であるシットインをするにあたっての諸条件を取り決めたものである。

第2条 シットイン

実際の競技会で、メンタージャッジ（指導的立場にある審判員）の横に座り、各運動についてメンタージャッジとの議論を踏まえ、採点技術の向上、採点基準の統一を図る制度である。メンタージャッジから適宜行われる、運動項目の評価や総合観察に関する問いに答え、競技終了後にそれらについてディスカッションを行い、メンタージャッジから馬場馬術審判員としての評価を受ける。

第3条 シットインのできる対象課目及びメンタージャッジ

2級審判員がシットインできる課目及びメンタージャッジは以下のとおりとする。

級	対象課目	メンタージャッジ
馬場馬術 2級審判員	公認競技会におけるSクラス以上の認定課目	馬場馬術本部が指名する審判員 (参照：メンタージャッジ一覧)

第4条 シットインを受ける条件

シットインを受ける者は、当該競技会の主催者にシットインを希望する旨を申し出、主催者と審判長の同意のもとに許可を得なければならない。そのうえで以下の条件を適用する。

1. 審判長（またはメンタージャッジ）にシットインの希望課目を申し出、了承を得ること。
2. 競技開始前に座る審判席などの指示を受け、審査用紙、タイムテーブル、当該審判席などの情報を確認し準備すること。
3. 採点等に関する質問は、当該課目が終わった後にメンタージャッジに聞くことができる。その時間、場所等はメンタージャッジの指示に従わなければならない。
4. 問われた質問には的確にその場で応答し、また守秘義務（採点、コメント、審判間の会話などを他言しないことなど）を順守すること。
5. メンタージャッジとのディスカッションは積極的な内容でなければならない。
6. 原則として、競技会が終了するまで臨場すること。

第5条 メンタージャッジの任務

メンタージャッジは「シットイン評価表」（別表）の評価項目に基づきシットイン審判員を評価する。主催者及び審判長の許可を得たシットイン希望者に対し、その目的を達成するためにできる限りの協力、助力を行わなければならない。そのうえで、メンタージャッジは以下の任務を行うこと。

1. シットイン審判員の状態（審判態度など）を見極めなければならない。
採点に際して、公平公正さ、適切な服装、時間の厳守、運動項目をよく理解し採点の準備が出来ているかなどを判断し評価する。
2. 適宜シットイン審判員に馬のクオリティ、騎手のシートと扶助、審判原則などに関し質問を行い、シットイン審判員の知識、判断力や運動中の採点の流暢さなどを判断する。必要に応じて議論し助言すること。
3. シットイン審判員のコメントを通じて、技術用語の使い方、ライダーに伝わるかどうかなどコメントが適正に使われているかの判断をする。
4. 終了後、メンタージャッジは、可能な限りシットインの結果（長所、短所、今後何を勉強すればよいかなど）をシットイン審判員に伝え議論すること。将来に向けての助言もできるだけ行うこと。
5. メンタージャッジは、競技会終了後、速やかに審判長へ【総合評価】（可または不可）を報告する。また、「シットイン評価表」を作成し、1週間以内に当連盟事務局に提出すること。

第6条 シットイン審判員の評価

メンタージャッジによる評価（評価表）に基づき、シットインの実績として評価される。

1. 馬場馬術2級審判員が馬場馬術1級審判員に昇格するための取得要件は、直近3年間に、評価表の【総合評価】で「可」の評価を5回以上獲得していること。
2. 1回の実績としてカウントされるためには、1つの競技会で5頭以上（異なる課目でも可）のシットインが必要である。
3. 実績としてカウントされるのは、1競技会につき最大1回までとする。

附 則 この細則は、平成30年4月1日から施行する

(別表)

シットイン評価表

シットイン審判員 氏 名 _____

実 施 日 _____

競技会名 _____

会 場 _____

競技課目 _____

I. 審判員としての態度

II. 採点の技術的知識

III. 採点の適正度

IV. コメントの適正度

V. 将来へ向けての助言

【総合評価】

可 不可

メンタージャッジ 氏 名 _____ 印